

令和3年度第1回愛媛県障がい者施策推進協議会 及び第1回愛媛県障がい者自立支援協議会 議事録

〔 日時：令和4年3月23日（水） 13：00～15：00
場所：県庁本館4階ドーム会議室（オンライン開催） 〕

1 開会（生きがい推進局長あいさつ）

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績報告並びに 国の動向について

【事務局】

資料に基づき説明。

（2）障がい者自立支援協議会専門部会の活動状況について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

基幹相談支援センターについて、個別事例だが、利用者が困るような事例があったため、皆様にも御承知おきいただきたい。

県内で転居された方が、相談支援事業所へつないでもらうために転出先の市の窓口を訪れた際に、職員が当市の相談支援事業所は既に手一杯であるため、隣の市の相談支援専門員を紹介された。本来はその市の相談支援専門員がその市の社会資源に詳しいため、担当するべきではないかと訴えたが、取り合ってもらえなかったため、当事業所で引き続き受け持っている。また、窓口の職員に基幹相談支援センターはないのかと聞くと、基幹相談支援センターとは何かと言われ、自治体職員には浸透していないと感じた。国の動向として設置を努力義務とする方針が示されていたが、ぜひお願いしたいと思う。

人材育成・相談支援部会の委員と研修企画ワーキングチームの構成員が重なっていると思うので、裾野を広げていていただきたい。

児童発達支援センターの連絡会の開催についても、頼もしいと感じ、期待している。児童発達支援と放課後等デイサービスの質の向上についても、子ども部会でぜひお願いしたいと思っているが、特に相談支援専門員が作成するサービス等利用計画と、児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画がリンクしておらず、連携が取れていない事業所がある。四国中央市では子ども部会と相談支援部会が協力して、体制の強化を図る予定である。

子ども部会または医療的ケア児等支援部会のことになるが、てんかん発作のある利用者から、事業所で受け入れてもらえないという相談も受けたが、こういった一つ一つの困りごとを子ども部会等が連携して集めていただき、困りごとを減らして

いければいいのではないかと思う。

【事務局】

一つ一つの困りごとを市町の自立支援協議会で集約・検討し、その中で見えてきた地域課題を県の自立支援協議会が拾い上げることができるよう、対応を引き続き検討させていただく。

【委員】

令和4年度に設置される医療的ケア児支援センターの業務体制について、どのような人材で行っていくのか御教示いただきたい。

【事務局】

令和3年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したこども療育センターの看護師1名が中心となり、電話又は来所による一般相談に対応するほか、県訪問看護協議会に所属する医療的ケア児の専門家をアドバイザーとして選任し、市町からの困難事例について、専門的な助言・調整を行う体制を整備している。

【委員】

看護師や訪問看護に長けた方を選任しているとのことで、大切なことだと感じている。できればこれに加えて、保健や教育の分野と連携が取れるよう、業務体制について配慮していただきたいと思う。

医療的ケア児等コーディネーターと医療的ケア児支援センターの関係についてはどのように考えているか。

【事務局】

医療的ケア児の支援については、地域の医療的ケア児等コーディネーターが中心となって病院や障害福祉サービス事業所といった関係機関と調整することになるが、調整が困難な事例においては医療的ケア児支援センターに集約する体制をとっており、医療的ケア児支援センターのコーディネーター及びアドバイザーが市町に出向き、助言や支援を行うこととしている。

【委員】

市町の支援の取組みをバックアップするような専門的な機関の立ち位置になるということで理解した。

【委員】

喀痰吸引の養成について、保育士が喀痰吸引できるようになる制度になっていると思うが、どれくらいの期間で、どのような内容により養成するのか御教示いただきたい。(どのように養成するか等、その仕組みについて)

【事務局】

法律の特例により特定の者に対して、介護職員や保育士、教員が喀痰吸引を行うことができるようになっている。特定の者のみ対象となるため、養成についても個別に、異なった内容で実施される。

【委員】

先ほど一つ一つの困りごとは各市町の自立支援協議会で検討していただくという話があったが、市町で検討した内容を県の自立支援協議会に吸い上げていく機会、仕組みはあるのか。

【事務局】

県では県と市町の自立支援協議会連絡調整会を開催し、各市町相互の情報共有を

図るとともに、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を、広域又は県内全域で検討・協議をしている。今年度は10月に、東、中、南予圏域ごとに開催し、相談支援体制や障がい児支援、医療的ケア児支援、地域移行等について、県と市町の職員間で情報共有、意見交換を行った。この内容については、今後各部会に報告し、協議項目として検討する予定としている。

連絡調整会の在り方については、来年度以降の体制も併せて検討していく予定としている。

【委員】

連絡調整会の場において市町の課題を上げていくことが重要であると感じたので、市町に対してはその意図を伝えていきたいと思う。

【委員】

これからの障がい者施策において、基幹相談支援センターの役割は非常に大きいと思っている。基幹相談支援センターは県下で7市町しか設置されていないことは、地域によってサービスの格差があり、県民に広く・平等にサービスが及んでいないという現状であり残念。県下一様にサービスが受けられるよう、県からも強く指導していただき、早急に基幹相談支援センターが設置されるようお願いしたい。

医療的ケア児について、厚生労働省において、医師等から幼稚園、小学校、中学校、医療的ケア児を扱っている事業所等に医療情報が提供され、情報を提供したとき診療報酬が付加されるという法律ができた。本会には特別支援学校の先生も参加されているが、横のつながり（連携）が広がることによって、医療的ケア児に関する迅速かつ的確な措置ができると理解している。

ヤングケアラーについても、県内の実態を調査し、早急に支援を行っていただきたいと考えている。

【事務局】

基幹相談支援センターの設置状況について指摘があったが、これは全国的な傾向で、全国でも設置市町村は半数以下となっている。これを踏まえ、先に説明したとおり、市町村の努力義務化とするような議論が進んでいるところ。このような議論も踏まえ、県としても市町へ設置についての働きかけをしていきたい。

医療的ケア児について、障害福祉サービスで医療的ケア児に対応した場合の加算や、他機関との連携の加算等、いろいろなことが整備されてきている。このようなことを随時周知しながら、体制が強化されるように取り組んでいきたい。

また、ヤングケアラーについても、県は積極的に取り組みを実施することとしており、令和4年度予算で、子どもたちに対する調査を実施する予定。小学校5・6年生、中学生、高校生が対象。来年度には報告書もできるので、皆さんからも意見をいただければと思う。

【会長】

本日の議題の以外でもよいので、気づいた点、提言等あればご発言をいただきたい。

【委員】

議題以外のことで、困っていることについて話したい。

障がい者に対する法律が整備されてきたことで、私のような障がい者を支援する立場の者としては心強く思っているところ。しかし、法律ができたからといって、

それがすべてを解決するわけではなく、障害者差別解消法も施行されて5年がたったが、いまだに差別は存在する。特に、私たちのような精神障がい者の団体に対しては、非常に格差や偏見が多くて困っている。今回のコロナ禍においても、精神障がい者であるがゆえに、重篤化して命を落としてしまったような入院患者が253名もいた。身体、知的、精神の3障がいは一緒になったのだから、障がい者サービスについて格差が無いようにと切実に願っている。公共交通機関の割引制度等、医療補助等、お願いはしているが、一向に格差はなくなる。障がい者に対するサービスの格差の是正については、常々考えているところ。水平社宣言にある「人の世に熱あれ、人間に光あれ」については、いつの世にも通用することではないかと思う。ぜひとも、このような格差がなくなるよう、県に対しても指導を仰ぎたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

【委員】

本来であれば1つ目の議題で話すべきであったかもしれないが、発達障がい児の家族支援については、平成30年度から、県において事業を実施してきたところ、資料を見ると、様々なサービスを利用する人が増えてきており、それは素晴らしいことだと思う。4年度からは、県の発達障がい者家族支援体制整備事業が終了し、あいゆう（発達障がい者支援センター）と障がい福祉課がバックアップしていきながら、市町において事業を実施し、ペアレントメンターによる相談やメンターの養成等を行うこととなっている。しかし、実施にあたっては、市町間で温度差があり、一斉スタートがしにくい状況となっている。私はペアレントメンターえひめに所属しているが、市町にうまく本事業がおりていくように、ほぼ全部の市町に出向き、事業を説明し、発達支援の担当者とのヒアリングを行ってきた。その中で、課題の発見や、事業展開に向けての在り方等を検討してきた。事業に前向きな市町もあるが、やはり市町だけで事業を実施するのは難しいと感じている。特にメンターを養成すること。ペアレントメンターは発達障がい児の親に対して、相談にのったり、ちょっとした経験談を話したりして、カウンセリング的な支援をする者のこと。大きな市であっても、メンターの養成やフォローアップ等を行い、活動を支援することは、非常に困難だと言っていた。今後もやはり県のリーダーシップがとても重要だと思っている。

ペアレントメンターカフェという相談会を実施しているが、小さな規模の市町になるほど、人材が確保しにくく、開催が困難になる。たとえば、東予・中予・南予の大きな圏域で、保健所等の支援を受けながら開催することができればよいと思う。

本県の第6期県障がい福祉計画の43ページ、ペアレントメンターの人数が54人とあり、県としての具体的取組みは言及されていないので、見直していただきたい。あいゆう等の専門機関の支援の中に、いまはまだ実施できていないが、個別相談をシステムとして実施できるような体制を構築していくことが大切だと感じている。本年4月から、全市町に発達支援の相談窓口が整備されることが、知事から発表された。各市町で、少なくとも令和5年度からペアレントメンター事業を実施できるように、ペアレントメンターえひめとしては全面的に協力したいと思っているので、県からの支援をお願いしたい。

【事務局】

発達障がいに係る保護者支援は重要であり、これまでペアレントメンターえひめ

に御協力いただき、メンターの養成事業等を行ってきたところ。委員の発言のとおり、事業を移管し、今後は市町で実施していただきたいと考えている。あい♡ゆう（発達障がい者支援センター）については、市町に相談窓口ができることで、センターでの相談業務が減ることから、ペアレントメンターえひめ等との連携について、県でも検討したいと考えている。

また、県の福祉計画の数値は、市町の数字を足しあげたもの。これまで市町の取り組みがなかったので、数字が上がってきていない。今後、市町における養成者等が増えた場合、数字が上がってくると思うので、見直ししていきたいと思う。また、今後、あい♡ゆうと協力し、新たな支援等を実施すれば、数値が変わることもあると思う。

引き続き、御協力をお願いしたい。

【委員】

私もペアレントメンターカフェを今も続けているが、巡回相談や、様々な支援を受けたとしても、子どもの支援のみで、母親の支援につながっておらず、孤立してしまっているようなケースもある。親同士が支え合ったり、声を掛け合ったりできる体制を、どの市町でも、身近な場所に作っていただきたいと思っている。

(3) その他

(報告事項)

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

報告事項（3）愛顔のあいサポート運動について。

研修の受講は、ハードルが高く感じる。

研修を受けなくても、車椅子を押すのを手伝う等、ちょっとした手助けをしてくれる人もいる。そのような人のため、バッジを販売する等の仕組みを作る予定はあるか。

【事務局】

本事業は、鳥取県が考案し、全国に広めているあいサポート運動と協定を締結して実施しているもので、研修の実施方法は、鳥取県に準じている。県の特色として、障がい当事者を講師とする予定。研修も、簡単なものとなっており、負担とならないよう工夫することとしている。